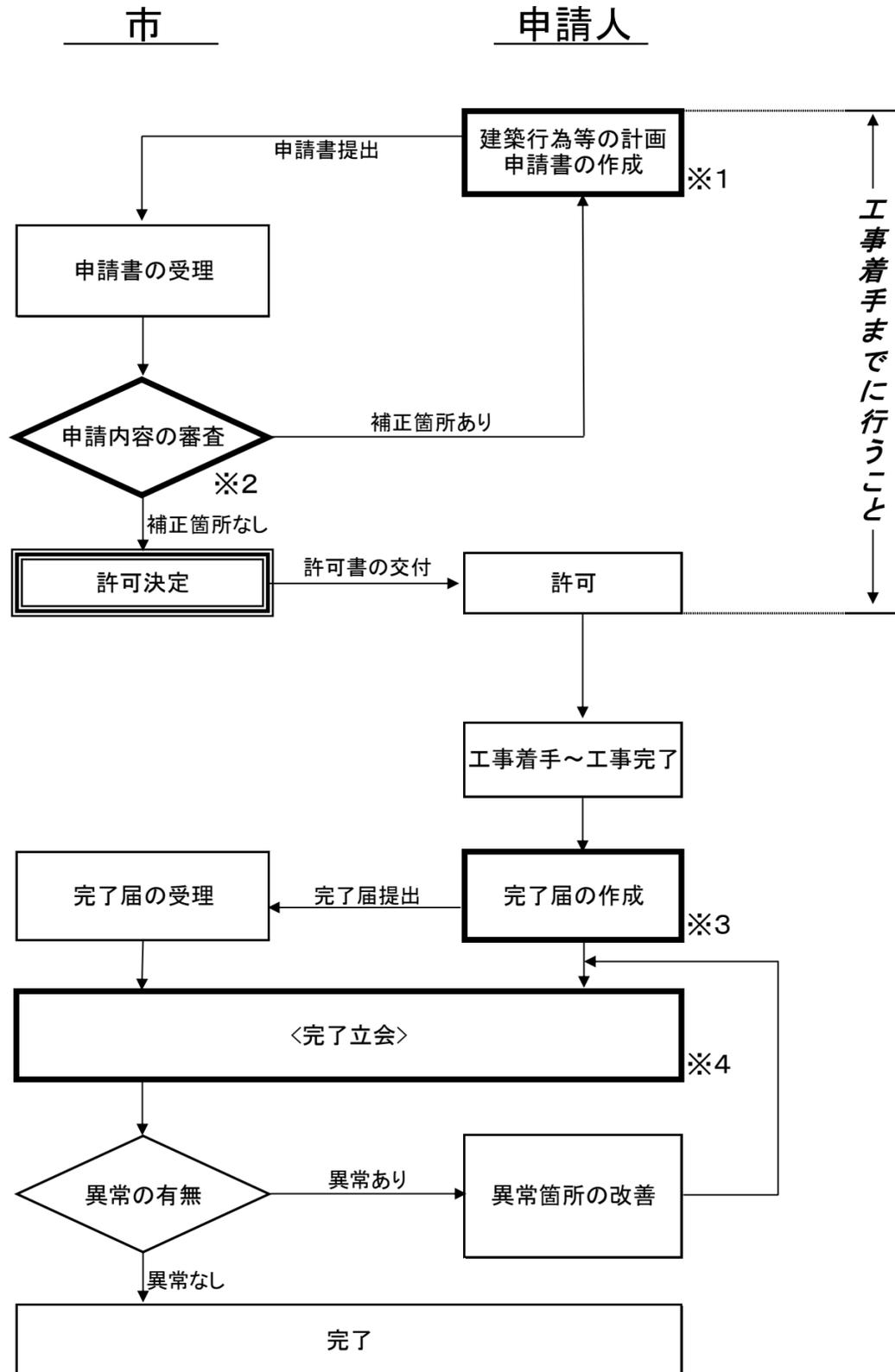


76条許可 フローチャート



※1 **建築行為等の計画** …… 下記の行為に当てはまる場合、事前に76条の許可が必要です。

- ① 土地の形質変更
- ② 建築物その他工作物の新築・改築・増築
- ③ 移動の容易でない物件の設置・堆積

申請書の作成 …… ① 76条申請書（＋委任状）
② 図面（位置図、配置図、平面図及び立面図）及び仮換地指定通知の写し

※代理人が提出する場合、委任状の提出と本人確認が必要です。
※申請書・委任状の様式は市街地整備課にあります。
※排水計画について、事前に下水道課との協議が必要です。アパートなどを建てる場合や使用地面積が大きい場合は、特に注意して下さい。
※提出部数は、1部です。

※2 **申請内容の審査** …… 市街地整備課で申請内容の審査を行います。

その後、許可書を交付します。
※許可が下りるまでの標準処理期間は、7日となります。
あらかじめご了承ください。
※申請書の補正がある場合は、補正に要する日数は、標準処理期間から除きます。

※3 **完了届の作成** …… 工事が完了次第、【完了届】を提出して下さい。

※4 **完了立会** …… 現場責任者の方と立会を行います。
※ 異常箇所が見受けられた場合、修正をお願いする場合があります。

■注意■
・建物の建築のみでなく、ブロック塀等の外構工事に関しても76条の許可が必要になります。

申請書・完了届の提出はオンラインでも可能です。
申請書等の様式は下松市ホームページからダウンロードできます。
詳細は下松市ホームページをご覧ください。

組織から探す > 市街地整備課 > 土地区画整理事業
> 土地区画整理法第76条の申請について

